

○盛岡市移動支援事業実施要綱

平成18年9月29日告示第500号

盛岡市移動支援事業実施要綱

(目的)

**第1** この告示は、視覚障害者、全身性障害者、知的障害者、精神障害者及び難病患者等（以下「視覚障害者等」という。）に対して外出時の移動の支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進し、もって視覚障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

**第2** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 視覚障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する視覚障害を有する者をいう。
- (2) 全身性障害者 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級に該当する者で両上肢及び両下肢の機能の障害を有するもの又はこれに準ずる者をいう。
- (3) 知的障害者 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者で、療育手帳（知的障害のある者として都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市が交付するものをいう。）の交付を受けた者をいう。
- (4) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（知的障害者を除く。）で、同法第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの、精神障害を支給事由とする年金たる給付を現に受けているもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条第3項に規定する精神通院医療の支給認定を受けているものをいう。
- (5) 難病患者等 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者をいう。

(対象者)

**第3** この告示による移動支援事業に係るサービス（以下「移動支援サービス」という。）を受けられることのできる者は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済的活動に係る外出、通年又は長期にわたる外出及び社会通念上不相当と認められる外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）に移動の支援の必要があると市長が認めた視覚障害者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、視覚障害者等が次に掲げるサービス等を利用している時間は、移動支援サービスを受けることができない。

- (1) 法第5条第1項に規定する障害福祉サービス
- (2) 法第77条又は第78条に規定する地域生活支援事業
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する児童発達支援
- (4) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設における支援  
(移動支援サービスの内容)

**第4** 移動支援サービスの内容は、個別的支援が必要な視覚障害者等に対する1対1による移動支援とする。

(事業所)

**第5** 移動支援サービスを提供する事業所は、別表第1のとおりとする。

(移動支援サービスの利用方法)

**第6** 移動支援サービスを受けようとする視覚障害者等（18歳未満である者にあつては、保護者。以下同じ。）は、盛岡市地域生活支援給付費支給要綱（平成18年告示第499号）第6第2項の規定による支給承認を受けた後、第5の事業所を運営する事業者と移動支援サービスの利用契約を締結しなければならない。

(利用料の支払い)

**第7** 盛岡市地域生活支援給付費支給要綱第6第2項の規定による支給承認を受けた視覚障害者等（以下「受給者」という。）は、移動支援サービスを受けたときは、別表第2に定める利用料の額から同要綱第4の規定により算定した額を控除した額を移動支援サービスの利用契約を締結した事業者に支払わなければならない。

#### 制定文 抄

平成18年10月1日から施行する。

#### 別表第1（第5関係）

名称	所在地
青山和敬荘	盛岡市南青山町13番30号
浅岸和敬荘	盛岡市浅岸三丁目23番50号
盛岡医療生活協同組合ヘルパーステーションにじ	盛岡市津志田26地割30番地1
盛岡医療生活協同組合ヘルパーステーションにじ 岩手町分室	岩手郡岩手町大字江刈内10地割47番地2
岩手高齢協 訪問介護事業所ゆたんぼ	盛岡市茶畑二丁目21番15号

ヘルパーステーション・それいゆ	盛岡市南仙北二丁目27番1号
千年苑ヘルパーステーション	盛岡市上太田穴口53番地
ニチイケアセンター盛岡南	盛岡市津志田14地割112番地
ニチイケアセンター盛岡北	盛岡市みたけ三丁目38番50号
あさひ指定訪問介護事業所	盛岡市上厨川字杉原101番地6
岩手福祉会訪問介護事業所	盛岡市緑が丘四丁目6番24号
三矢ケアサービス指定訪問介護事業所	盛岡市神子田町8番17号
城南ヘルパーステーション	盛岡市神明町8番4号
ハーツケアセンター居宅介護事業所	盛岡市上田三丁目6番33号
J A新しいわて玉山指定障害福祉サービス事業所	盛岡市洪民字鶴飼1番地1
プレーゴヘルパーステーション	盛岡市本宮三丁目15番26号
指定居宅介護「れもん」事業所	二戸郡一戸町中山字大塚77番地1
岩手マッサージセンター	盛岡市本町通三丁目6番20号
あすなろ園地域生活支援センター「ヤッホー」	盛岡市下飯岡8地割106番地
コープ介護・福祉センター	盛岡市北天昌寺町1番60号
ジャパンケア盛岡仙北	盛岡市南仙北一丁目18番6号
ジャパンケア盛岡厨川	盛岡市厨川五丁目5番1号
ニチイケアセンター上田	盛岡市上田一丁目3番43号
めだかのヘルパーステーション	盛岡市乙部31地割17番地
ニチイケアセンター松園	盛岡市東松園一丁目24番2号
ケアサポート岩手さくら会訪問介護事業所	盛岡市緑が丘三丁目19番12号伊藤ビル1F
ニチイケアセンター矢巾	紫波郡矢巾町大字西徳田第5地割77番地8
アースサポート盛岡中央	盛岡市北山二丁目27番1号
アースサポート盛岡	盛岡市厨川一丁目16番3号
アースサポート盛岡南	盛岡市本宮一丁目2番1号
総合福祉ツクイ盛岡	盛岡市高松二丁目1番21号
アースサポート盛岡東	盛岡市茶畑一丁目2番52号
さわら園地域生活支援センター「スキップ」	盛岡市西松園一丁目1番57号
ニチイケアセンター盛岡西	盛岡市本宮三丁目51番2号DNAムサシ101号
アースサポート盛岡津志田	盛岡市津志田西二丁目14番5号
ご近所介護ステーションあおぞら	盛岡市東見前9地割62番地13

訪問介護事業所ぱんだ	盛岡市東見前4地割18番地37プランドールA 1号
ヘルパーステーションちやちやまる	盛岡市向中野一丁目9番31号
あかね訪問介護ステーション	盛岡市繫字塗沢29番地
訪問介護ステーション アンビス盛岡	盛岡市南青山町4番45号フライハイト201号 室

別表第2（第7関係）

所要時間	身体介護を伴う場合	身体介護を伴わない場合
30分未満の場合	2,300円	800円
30分以上1時間未満の場合	4,000円	1,500円
1時間以上1時間30分未満の場合	5,800円	2,250円
1時間30分以上2時間未満の場合	6,550円	30分までごとに700円（市長が特に必要と認めた場合に限り。）
2時間以上2時間30分未満の場合	7,300円	
2時間30分以上3時間未満の場合	8,050円	
3時間以上の場合	30分までごとに700円（市長が特に必要と認めた場合に限り。）	

備考

- 1 この表において「身体介護を伴う場合」とは、移動支援サービスを行う際に実際に身体介護を行ったか否かではなく、日常生活において身体介護が必要な受給者に対して移動支援サービスの提供時にも当然に身体介護を行うことが想定される場合をいう。
- 2 利用料の額は、実際に要した時間により算定するのではなく、受給者の希望等を踏まえて移動支援サービスの内容を記載した移動支援計画に基づいて行われるべき移動支援サービスに要する時間に基づき算定する。
- 3 次の各号のいずれかの要件に該当する場合であって、同時に2人の従事者（以下「移動支援従事者」という。）が1人の受給者に対して移動支援サービスを行ったときは、それぞれの移動支援従事者が行う移動支援サービスにつき利用料の額を算定する。
  - (1) 受給者の身体的理由により1人の移動支援従事者による介護が困難と認められる場合
  - (2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
  - (3) その他受給者の状況等から判断して、前2号に準ずると認められる場合
- 4 夜間（午後6時から午後10時までの間をいう。）又は早朝（午前6時から午前8時までの間をいう。）に移動支援サービスを行った場合は1回につきこの表により算定した額の100

分の25に相当する額をその額に加算し、深夜（午後10時から午前6時までの間をいう。）に移動支援サービスを行った場合は1回につきこの表により算定した額の100分の50に相当する額をその額に加算する。

○盛岡市地域生活支援給付費支給要綱

平成18年9月29日告示第499号

盛岡市地域生活支援給付費支給要綱

(目的)

**第1** この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する障害者等（以下「障害者等」という。）に対して地域生活支援給付費を支給することにより、法第77条第1項及び第3項に規定する地域生活支援事業（以下「地域生活支援事業」という。）の利用を促進し、もって障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

**第2** 地域生活支援給付費の支給を受けることができる障害者等は、次に掲げる地域生活支援事業に係るサービス（以下「サービス」という。）を受けることができる者とする。

- (1) 盛岡市移動支援事業実施要綱（平成18年告示第500号）に基づき行われる移動支援事業
- (2) 盛岡市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成18年告示第501号）に基づき行われる訪問入浴サービス事業
- (3) 盛岡市日中一時支援事業実施要綱（平成18年告示第502号）に基づき行われる日中一時支援事業
- (4) 盛岡市地域活動支援センターⅡ型事業実施要綱（平成19年告示第124号）に基づき行われる地域活動支援センターⅡ型事業

(地域生活支援給付費の支給)

**第3** 市長は、障害者等がサービスを受けたときは、地域生活支援給付費を支給する。

(支給額)

**第4** 地域生活支援給付費の支給の額は、利用料として市長が第2に規定する地域生活支援事業ごとに定める額（以下「利用料の額」という。）の100分の90に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、サービスごとに次の各号に掲げる障害者等の1月の利用料の額から同項の地域生活支援給付費の支給の額を控除した額が当該各号に定める額を超えるときは、当該利用料の額から当該各号に定める額を控除した額を支給する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1項第1号に該当する障害者等 3万7,200円
- (2) 令第17条第1項第2号に該当する障害者等 9,300円
- (3) 令第17条第1項第3号に該当する障害者等 4,600円
- (4) 令第17条第1項第4号に該当する障害者等 0円

3 市長は、災害その他特別な事情があることにより、障害者等がサービスに要する費用を負担す

ることが困難であると認めるときは、利用料の額の100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市長が定めた割合に相当する額を支給することがある。

4 前3項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(支給方法)

**第5** 地域生活支援給付費の支給は、第4の規定により算定した額をサービスを行った事業者に支払うことにより行うものとする。

(支給の申込み等)

**第6** 地域生活支援給付費の支給を受けようとする障害者等（法第4条第2項に規定する障害児にあっては、保護者（同条第3項に規定する保護者をいう。）。以下同じ。）は、サービスを受ける前に、盛岡市地域生活支援給付費支給申込書兼月額上限負担額減額申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、地域生活支援給付費の支給を適当と認めるときは盛岡市地域生活支援給付費支給承認通知書兼利用者負担額減額・免除等承認通知書に地域支援給付費受給者証（以下「受給者証」という。）を添えて、不適当と認めるときは盛岡市地域生活支援給付費支給不承認通知書により当該申込みをした者に通知するものとする。

3 前項の規定により支給承認を受けた障害者等（以下「受給者」という。）は、サービスを受けようとするときは、サービスを行う事業者を受給者証を提示しなければならない。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

4 第1項及び第2項の規定は、同項の規定による支給承認を更新する場合について準用する。

(サービスの種類等の変更)

**第7** 受給者は、現に受けているサービスの種類、サービスの量その他の事項を変更しようとするときは、盛岡市地域生活支援給付費支給変更申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、地域生活支援給付費の支給の変更を適当と認めるときは盛岡市地域生活支援給付費支給変更承認通知書を受給者証を添えて、不適当と認めるときは盛岡市地域生活支援給付費支給変更不承認通知書により、当該申込みをした者に通知するものとする。

(支給承認等の取消し)

**第8** 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6第2項の規定による支給承認又は第7第2項の規定による支給変更承認を取り消すことがある。

(1) 第2に規定する受給要件を満たさなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の行為により第6第2項の規定による支給承認又は第7第2項の規定による支給変更承認を受けたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、盛岡市地域生活支援給付費支給承認等取消通知書により受給者に通知するものとする。

(住所等の変更の届出)

**第9** 受給者は、住所又は氏名を変更したときは、受給者証を添えて市長にその旨を届け出なければならない。

(受給権の譲渡等の禁止)

**第10** この告示による支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(不正利得の返還)

**第11** 市長は、偽りその他不正の行為によりこの告示による支給を受けた者に対し、当該支給した金額の全部又は一部を返還させることがある。

(受給者証の再交付)

**第12** 受給者は、受給者証を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、盛岡市地域生活支援給付費受給者証再交付申込書を市長に提出し、再交付を受けるものとする。

(受給者証の返還)

**第13** 第7第2項の規定により受給者証が交付されたとき又は受給者が第2に規定する受給要件を満たさなくなったとき若しくは死亡したときは、受給者又はその親族は、速やかに当該受給者に係る受給者証を市長に返還しなければならない。

**制定文 抄**

平成18年10月1日から施行する。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額)

第十七条 法第二十九条第三項第二号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額（第四十三条の五第三項及び第五項において「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 三万七千二百円
- 二 支給決定障害者等（共同生活援助に係る支給決定を受けた者及び自立訓練又は就労移行支援に係る支給決定を受けた者（厚生労働大臣が定める者に限る。）を除く。以下この号及び次号並びに第十九条第二号ロ及びハにおいて同じ。）であつて、次に掲げる者に該当するもの（第四号に掲げる者を除く。） 九千三百円
  - イ 指定障害者支援施設等（法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）であつて、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が二十八万円未満であるもの
  - ロ 指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外の者（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）であつて、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者について指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるもの
- 三 支給決定障害者等のうち、指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外のもの（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）であつて、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの（前号及び次号に掲げる者を除く。） 四千六百元
- 四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）を除く。以下「特定支給決定障害者」という。）

にあつては、その配偶者に限る。)が指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下この号、第十九条第二号ニ、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号及び第四十三条の三第二号において同じ。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあつた月において被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。)若しくは要保護者(同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零